

平成30年度

学校いじめ防止基本方針

大阪教育大学附属天王寺小学校

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第二条）

いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法 第四条）

1. いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 学校教育目標

「個が生きる学校」

「自他の人格を尊重し、実践力のある子」

- ・生命を尊重し、健康で安全につとめる子
- ・みんなと協力してしごとのできる子
- ・自分でよく考え、すすんで実行できる子
- ・ものごとを最後までやりとおせる子
- ・きまりを守り、明るくくらせる子

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」ということをも十分認識し、早期発見、早期対応に努める。また、「いじめは絶対に許さない。」ということを見守り及び教職員が共通認識し、日頃から深い児童理解に立ち、児童の指導の充実を図り、児童が楽しく、いきいきとした学校生活を送ることができるよう努める。さらに、いじめの兆候に気づいた場合には、児童一人ひとりに応じた指導・支援を組織的に行うために、以下の基本的認識をもちながら、学級・学校だけではなく、大学（附属学校課）及び関係諸機関との連携を図り、いじめ防止等のための対策を行っていく。

- ア. いじめは人間として絶対に許されないとの強い認識を持つ。
- イ. いじめられている児童の立場に立ち、早期発見に努める。
- ウ. いじめ・不登校・虐待対策委員会を中心に、組織的な対応を行う。
- エ. いじめられている児童及び保護者に対する支援を継続して行う。
- オ. いじめに関係した家庭と連携し、指導や支援を継続して行う。

(3)学校及び教職員の責務

いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるようにする。そのためにも、保護者・関係諸機関との連携を図りながら、学校全体で組織的に、いじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は組織的に、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止に努める。

2. いじめ防止等のための基本的な考え方と取り組み

※いじめ防止等に関する年間計画は「資料1」を参照

(1)いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

○組織的な対応

いじめの問題が生じる前に、児童の様子、友だち関係など、常日頃から担任外の教職員とも連携を図り、学級・学年経営を行う。また、児童の様子に変化があれば、必要に応じて保護者と連絡をとって対応する。

○全ての児童への指導

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人ひとりの児童に徹底する。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を児童にもたせる。
- ② 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。特に、道徳の時間を要とした道徳教育を通して、指導の充実を図る。また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れる。
- ③ 学級活動の場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組めるよう支援する。

○いじめを許さない学級経営

- ① 個々の教師がいじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識をもって取り組む。また、教職員の何気ない言動が児童に大きな影響力をもつことに十分留意し、教職員自身がいじめを助長するような言動は厳に慎む。
- ② グループ内での児童の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導のあり方、班別指導について不断の見直しや工夫改善を行う。

○保護者と教職員の連携

いじめがあったときに、保護者と対応を共通理解するために、連絡を密にとる。また、個別の面談をしたり、集会で呼びかけたりして、いじめの対応姿勢の共通理解を図る。

○校内研修の実施

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習、予防的な取り組みなど実践的な内容の研修を実施する。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくい形で行われることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、早い段階から的確にかかわりをもつ。また、いじめを隠したり、いじめを軽視したりするのではなく、いじめを積極的に認知することが必要である。そのため児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つよう努める。

○組織的な対応

担任だけではなく、担任以外の教職員からも情報を受け取り、児童の様子の変化について観察する。日々の授業、休み時間の様子など、常に情報交換をしていく中で、いじめの早期発見に努める。

○問題兆候の把握等

- ① 日常の観察により児童の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、「hyper-QU」アンケートや個人懇談等、いじめを見つけるための積極的な取り組みを定期的に行う。また、いじめの把握に当たっては、養護教諭やスクールカウンセラーなどの学校内の専門家との連携に努める。
- ② 児童や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、すみやかに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な組織対応を図る。
- ③ 児童の仲間意識や人間関係の変化に留意しつつ、いじめの発見や対応に努めるとともに、特に、種々の問題行動等が生じているときには、同時に他にいじめが行われている場合もあることに留意する。

○全ての児童への指導

- ① いじめを受けている児童や、いじめを告げたことによっていじめを受けるおそれがあると考えている児童を徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示す。
- ② いじめを受けている児童が、そのことを自分の胸の中に止めたりせず、友人、教職員、親に必ず相談するよう伝える。

○実践的な校内研修の実施

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習、予防的な取組など実践的な内容の研修を実施する。

(3) いじめに対する措置

※いじめ事案の対応フローは「資料2」を参照

○組織的な対応

- ① いじめの問題については、その事案が生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決や再発防止に結びつけることができるかが重要であることから、児童指導委員会を中心に相互の連絡・報告を密にしつつ、いじめの発生等について、きめ細かな状況把握を行い、適切な対応に努める。

- ② 校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図り、全教職員が一致協力して指導する。

○いじめる児童への指導・措置

- ① いじめを行った児童に対しては、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせ、他人の痛みを理解できるように粘り強く指導する。
- ② いじめを行う児童に対しては、必要な場合は一定期間、校内においてほかの児童と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導する。
- ③ いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる児童を守るために、いじめる児童に対する出席停止の措置について大学(附属学校課)に意見具申を行う。特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う児童については、警察との連携を積極的に図っていく。
- ④ いじめが解決したと見られる場面でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導で全て解決したと即断することなく、当該児童が卒業するまで継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

○事実関係の究明

- ① いじめを受けている児童等の心理的圧迫感をしっかりと受け止めながら丁寧に聞き取りを行うとともに、当事者だけでなく、まわりの児童からの情報収集を行い、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ② いじめの兆候を発見した場合は、いじめを受けている児童からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめを受けている側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応を欠いたりしないように努める。
- ③ いじめの問題解決のため、いじめを把握した際には、速やかに大学(附属学校課)に報告するとともに、必要に応じ、教育センター、子ども相談センター、警察等の地域の関係機関と連携協力を行う。

○いじめを受けた児童へのケアと弾力的な対応

- ① 児童に対する親身な教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラーの活用や、養護教諭との連携を積極的に図る。また、教育相談について、全教職員を対象に実践的な校内研修を実施する。
- ② 教育相談をする部屋の活用を図り、養護教諭やスクールカウンセラーと連携して、児童にとって相談しやすい環境を整える。
- ③ いじめを受けている児童には、いじめの解決に向けての様々な取り組みを進めつつ、児童の立場に立って、必要な場合は緊急避難としての措置を検討する。その際、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように十分留意する。
- ④ いじめられる児童に配慮するという観点から、グループ替えや座席替えなども検討する。また、次年度の学級替えを行う際には、いじめられる児童の立場に立った配慮を検討する。

(4) いじめ問題等の対策のための組織

① 名 称 児童指導委員会(いじめ・不登校・虐待対策委員会)

② 構成員

校長，副校長，主幹教諭，教務主任，生活安全主任，保健主事，養護教諭
(必要に応じて，学年主任，担任，スクールカウンセラー)

③ 活 動

- ア．学校いじめ防止基本方針の策定と見直し
- イ．いじめの未然防止
- ウ．いじめ事案の対応
- エ．教職員の資質向上のための校内研修計画
- オ．年間計画の策定と実施及び年間計画の進捗状況のチェック
- カ．各取り組みの有効性の検証

④ 開 催

学期に1回を定例会とし，いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(5) 家庭との連携

- ① いじめの問題については，学校のみで解決することに固執しない。学校においていじめを把握した場合には，速やかに保護者及び大学に報告し，適切な連携を図る。保護者等からの訴えを受けた場合には，まず謙虚に耳を傾け，関係者全員で取り組む。
- ② 学校におけるいじめへの対処方針，指導計画等の情報については，保護者等の理解や協力を求めるとともに，各家庭でのいじめに関する取り組みのための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫をする。
- ③ いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し，誠意をもって対応する。また，いじめの問題に関し学校と保護者との意見交換の機会を設ける。特に，学年・学級集会や個人懇談会など，PTAと学校との実質的な連絡協議の場を確保するなどにより，家庭との連携を積極的に図る。
- ④ 実際にいじめが生じた際には，個人情報取り扱いに留意しつつ，正確な情報提供を行うことにより，保護者の信頼を確保する。また，事実を隠蔽するような対応は行わない。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等があった場合，保護者と連携して，問題の箇所を確認し，その箇所を印刷・保存するとともに，児童指導委員会において対応を協議し，関係児童からの聞き取り等の調査を行う。
- ② 書き込みへの対応については，被害にあった児童及びその保護者の意向を尊重し，保護者と連携して当該児童の精神的ケアに努める。また，書き込みの削除や書き込んだ者への対応については，必要に応じて，大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等，外部機関と連携して対応する。
- ③ 情報モラル教育を進めるため，「情報の受け手」および「情報の発信者」として必要な基本的知識・技能，態度を学習する機会を設ける。

(7) 重大事案への対処

※重大事案への対応フローについては、資料3を参照

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席していることが、いじめに起因するという疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア. 重大事態が発生した旨を、大学(附属学校課)にすみやかに報告する。
- イ. 大学(附属学校課)と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ. 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ. 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

資料1 いじめ防止等に関する年間計画

| | 教職員・児童 | | 保護者との連携 |
|-----|--|---|--|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> 「学校いじめ基本方針」の周知 年間計画の立案 | <ul style="list-style-type: none"> 交通安全学習（1年） 遠足（2～5年） | <ul style="list-style-type: none"> 学校集会・CCT PTA, 教育後援会総会 学習参観 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> いじめ認知についての研修会 「Q-U」実施 学校評議員会 前年度のいじめ認知の報告 | <ul style="list-style-type: none"> 修学旅行（6年） 通学班編制 | <ul style="list-style-type: none"> 学校集会・CCT 土曜参観 |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> 学校安全の日 学校安全管理委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 避難訓練（不審者） | <ul style="list-style-type: none"> 学校集会・CCT 学習参観 |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> 「Q-U」研修会 | <ul style="list-style-type: none"> 臨海学舎（5, 6年） 林間学舎（3, 4年） 携帯電話講座（5, 6年） | <ul style="list-style-type: none"> 個人懇談会 防災宿泊訓練 |
| 8月 | | | <ul style="list-style-type: none"> 学校集会・CCT 学級・評議員会 |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> 教育基本実習 | <ul style="list-style-type: none"> 避難訓練（火災） 運動会 | |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> 「hyper-QU」実施 | <ul style="list-style-type: none"> 遠足 | <ul style="list-style-type: none"> 学校集会・CCT |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> 第2部4回生教育実習 | <ul style="list-style-type: none"> 美術館鑑賞（4年） 通学班別大なわ大会 | <ul style="list-style-type: none"> 学校集会・CCT 学習参観 |
| 12月 | | <ul style="list-style-type: none"> 学芸会 ピースおおさか見学（6年） | <ul style="list-style-type: none"> 個人懇談会 |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> 「hyper-QU」実施 | <ul style="list-style-type: none"> 福祉体験（3年） | <ul style="list-style-type: none"> 学校集会・CCT |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> 学校評価アンケート 研究発表会 | <ul style="list-style-type: none"> スキー教室（6年） | <ul style="list-style-type: none"> 学校集会・CCT PTA例会 学習参観 |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> 学校評議員会 「Q-U」, 特別支援研修会 | <ul style="list-style-type: none"> 6年生を送る会 非行防止教室（5年） | <ul style="list-style-type: none"> 学校集会・CCT PTA, 教育後援会総会 学習参観 |

資料2 いじめ事案の対応フロー

○早期発見（学年主任，学級担任）

| | | | |
|---------|------------|-------------|--------------|
| 教師による発見 | 本人からの訴え・相談 | 保護者からの訴え・相談 | 他の児童からの訴え・相談 |
|---------|------------|-------------|--------------|

- 児童の発するサインをキャッチする
- 定期的にアンケート等を実施し，実態把握に努める
- 情報網を張りめぐらし，情報収集力を高める
- 児童との人間関係を深め，気軽に相談に応じる

「いじめの把握」
一定の人間関係のある者から心理的，物理的な攻撃を受けたことにより，精神的な苦痛を感じている児童が存在しないか，あるいは，そのような事態が発生する可能性のある問題がないか把握する。

○緊急対応（児童指導委員会）

| | |
|------------------|------------------|
| 「事実確認の把握」 | |
| ①被害の状況（時，場所，人数等） | ④いじめの動機 |
| ②被害の様態（暴力，言葉等） | ⑤被害児童の様子 |
| ③集団の構造（被害・加害・傍観） | ⑥加害児童の様子（他の問題行動） |

▶ 重大対応（資料3へ）

| | |
|---------------------|---------------------|
| 「指導方針の確認」 | |
| ①人権を尊重するという視点をもつ | ⑤集団団体を見据え公平・公正に指導する |
| ②被害児童（保護者）の痛みを共感する | ⑥指導体制を整えて取り組む |
| ③被害者にも原因があるという見方は厳禁 | ⑦対症療法に終わらせない |
| ④いじめの背景にも目を向ける | |

関係者への指導・助言

- ・訴えを傾聴
- ・具体策を示す
- ・協力依頼

○児童への対応（学年主任，学級担任）

保護者への対応

| 被害児童への援助 | 加害児童への指導 | 周りの児童への指導 |
|--|--|------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・心理的事実を受け止める ・具体的援助法を示し，安心させる ・良い点を認め励まし自信を与える ・良好な人間関係の確立・拡大をめざす | <ul style="list-style-type: none"> ・事実関係，背景，理由等を確認する ・不満，不安等の訴えを十分聴く ・課題を克服するための援助を行う ・役割体験を通して所属感を高めさせる | <p>グループ・学級・学年全体への指導を徹底する</p> |

○中期的対応

- ①観察，継続支援
- ②積極的な生徒指導の充実

資料3 重大事態への対応フロー（児童指導委員会）

